

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 111)

適格分社型分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
※課税関係		※整理番号	
平成 年 月 日		(フリガナ) 法人名 <input type="checkbox"/> □ □ 単 連 体 結 法 親 人 法 人 代表者氏名	〒 電話( ) -
税務署長殿		(フリガナ) 代表者住所 〒	業
事業種目		業	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名	〒 (局 署) 電話( ) -	※整理番号 部 門
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 電話( ) -	※税務署処理欄 決 算 期
	(フリガナ) 代表者氏名	〒	業 種 番 号
	代表者住所	〒	整 理 簿
	事業種目	業	回 付 先 <input type="checkbox"/> □ 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> □ 子署 → 調査課
適格分社型分割を行う場合において、交換分合取得資産の帳簿価額の減額について、租税特別措置法第65条の10第6項又は第68条の81第6項、及び租税特別措置法施行令第39条の8第6項又は第39条の107第6項により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。			
記			
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法 人 名 納 税 地 代 表 者 氏 名		
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日	年 月 日		
交 換 譲 渡 資 産	種 類 所 在 地 規 模 譲 渡 年 月 日	年 月 日	
交 換 取 得 資 産	種 類 所 在 地 規 模 取 得 年 月 日	年 月 日	
減 額 し た 金 額	円		
添 付 明 細 ( 別 表 等 )			
その他参考となるべき事項			
提 出 書 類 ( 証 明 書 等 )			
税 理 士 署 名 押 印		印	
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号 整 理 簿 備 考

15. 00 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 105)

適格分社型分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における  
交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書

平成 年 月 日		(フリガナ) 法人名 〒 納 税 地 電話( ) -	※整理番号
税務署長殿		(フリガナ) 代表者氏名 〒 代 表 者 住 所 〒	業
事業種目		業	
適格分社型分割を行う場合において、交換分合取得資産の帳簿価額の減額について、租税特別措置法第65条の10第6項及び租税特別措置法施行令第39条の8第6項により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。			
記			
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法 人 名 納 税 地 代 表 者 氏 名		
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日	年 月 日		
交 換 譲 渡 資 産	種 類 所 在 地 規 模 譲 渡 年 月 日	年 月 日	
交 換 取 得 資 産	種 類 所 在 地 規 模 取 得 年 月 日	年 月 日	
減 額 し た 金 額	円		
添 付 明 細 ( 別 表 等 )			
その他参考となるべき事項			
提 出 書 類 ( 証 明 書 等 )			
税 理 士 署 名 押 印		印	
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号 整 理 簿 備 考

14-07

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 111)</p> <p>適格分社型分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の10第4項又は第68条の81第4項の規定により交換取得資産の帳簿価額を減額したとき、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の10第4項又は第68条の81第4項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分社型分割等の日」は、措置法第65条の10第4項又は第68条の81第4項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「交換譲渡資産」の各欄は、措置法第65条の10第1項又は第68条の81第1項に規定する譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「交換取得資産」の各欄は、措置法第65条の10第4項又は第68条の81第4項に規定する取得資産の種類、所在地及び規模並びにその取得年月日を記載してください。</p> <p>(7) 「減額した金額」欄は、措置法第65条の10第4項又は第68条の81第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額について記載してください。</p> <p>(8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(六)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条の8第6項又は第39条の107第6項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 105)</p> <p>適格分社型分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人が、適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の10第4項の規定により交換取得資産の帳簿価額を減額したとき、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の10第4項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「適格分社型分割等の日」は、措置法第65条の10第4項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。</p> <p>(3) 「交換譲渡資産」の各欄は、措置法第65条の10第1項に規定する譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(4) 「交換取得資産」の各欄は、措置法第65条の10第4項に規定する取得資産の種類、所在地及び規模並びにその取得年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「減額した金額」欄は、措置法第65条の10第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額について記載してください。</p> <p>(6) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(六)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(7) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条の8第6項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p>